

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	健康増進法に基づく健康診査に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は健康増進法に基づく健康診査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に基づく健康診査に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき健康の維持・増進、疾病の早期発見のために市民の健康診査及びがん検診事業等を実施している。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①検(健)診対象者リストの抽出・受診勧奨に関する事務 ②検(健)診受付名簿に関する事務 ③検(健)診結果の記録・保存に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会ができる根拠法令＞ ・番号法第19条第8号 別表111の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年度デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表139の項 ＜情報提供ができる根拠法令＞ ・番号法第19条第8号 別表111の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年度デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表139の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 健康福祉部 健康推進課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月10日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地1	452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地	事後	庁舎移転によるもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 田中 直子	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1取扱者数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和4年2月18日	I、1、②事務の概要	骨粗鬆症検診	骨粗しょう症検診、歯科検診	事後	
令和4年2月18日	I、4、①	実施しない	実施する	事後	
令和4年2月18日	I、4、②		〈情報照会ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 〈情報提供ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	
令和4年2月18日	IV、6	[○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手)[]接続しない(提供)	事後	
令和4年2月18日	IV、6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和4年2月18日	IV、6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I、3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総 務省令第5号)第54条	番号法第9条第1項、別表の111の項	事後	
令和7年3月21日	IV、8、人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年3月21日	IV、8、人手を介在させる作 業、判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたマイナンバーの真正 性確認を行う。	事後	
令和7年3月21日	I、4、②法令上の根拠	〈情報照会ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第50 条 〈情報提供ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第50 条	〈情報照会ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号 別表111の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6 年度デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 139の項 〈情報提供ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号 別表111の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6 年度デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 139の項	事後	
令和7年3月21日	IV、11、最も優先度が高いと 考えられる対策		9)従事者に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月21日	IV、11、当該対策は十分か 【再掲】		十分である	事後	
令和7年3月21日	IV、11、判断の根拠		毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する 職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研 修を実施している。各研修においては受講確認 を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付 与し、関係する全ての職員が研修を受講するた めの措置を講じている。これらの対策を講じて いることから、従事者に対する教育・啓発は「十 分に行っている」と考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I、1、②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき健康の維持・増進、疾病の早期発見のために市民の健康診査を実施している。 (若年者健康診査、胸部検診、肝炎ウイルス検診、各種がん検診、骨粗鬆症検診) ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①検(健)診対象者リストの抽出・受診勧奨に関する事務 ②検(健)診受付名簿に関する事務 ③検(健)診結果の記録・保存に関する事務 ・対象者の管理、検診結果の保存については、平成20年3月 がん検診事業の評価に関する委員会 報告書 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」に基づく。	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき健康の維持・増進、疾病の早期発見のために市民の健康診査及びがん検診事業等を実施している。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①検(健)診対象者リストの抽出・受診勧奨に関する事務 ②検(健)診受付名簿に関する事務 ③検(健)診結果の記録・保存に関する事務	事後	
令和7年3月21日	I、1、③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体統合宛名システム、中間サーバー	事後	